健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年十月二十六日

中国四国厚生局長　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
くらたこどもクリニック	松江市東朝日町小浜二三二―一〇	令和八年十二月二十五日
とみさわクリニック	松江市八幡町二六六―五	令和八年十二月一日
佐田診療所	出雲市佐田町反辺一三七〇―九	令和八年十二月十日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　八　年　十　月　二十六　日

中国四国厚生局長　　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
あおば歯科医院	大田市大田町吉永字柳ヶ坪一五五一番一	令和　八年十二月　一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　八　年　十　月　二十六　日

中国四国厚生局長　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
浜乃木薬局	松江市浜乃木二丁目七―一三北川ビル一Ｆ	令和　八年十二月　一日